

## 平成 21 年度介護報酬改定についての要望

要介護・要支援高齢者が安心して在宅療養を継続するために

平成 20 年 11 月 14 日

社会保障審議会介護給付費分科会

委員 井部 俊子

平成 21 年度介護報酬改定においては、国民が療養や介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で最期まで安心して生活できるよう、将来の介護保険の在り方を展望し、介護保険制度の安定的な運営とサービス提供体制の整備に資する改定が求められる。

この度、平成 21 年度介護報酬改定における居宅系サービスの評価について、日本看護協会、日本訪問看護振興財団、全国訪問看護事業協会の意見をとりまとめ、ここに提出する。

### 1. 訪問看護に対する評価の見直し

第 55 回介護給付費分科会(10 月 3 日開催)に公表された平成 20 年介護事業経営実態調査において、訪問看護事業所経営の危機的な状況が明らかになった。

訪問看護 1 事業所あたりの 1 ヶ月の介護保険関連収入は、199 万 2 千円(平成 17 年;226 万 9 千円)と前回調査時に比べ、27 万 7 千円の減収となった。これは、訪問看護事業所に従事する看護職員 1 人分の給与に匹敵する額である。また、訪問看護ステーションに従事する看護職員の数は、常勤換算で 2.7 人(平成 17 年;3.9 人)と 1 事業所あたり 1 名の看護職員が減少し、訪問看護事業所の設置基準 2.5 人ぎりぎりの人員による運営を余儀なくされている。

一方、看護職員 1 人あたりのサービス提供量は平成 17 年度に比べ 1.2 倍増であり、個々の職員の労働負担が重くなっている。しかし、労働量の増加にも関わらず、収支状況及び職員給与は共に低下しており、(看護師常勤換算 1 人当たりの給与は 2.4 万円減、非常勤では 4.3 万円減)人員確保の観点からみても、訪問看護事業の運営は大変厳しい状況に置かれている。

以上より、訪問看護事業所が介護保険利用者の療養生活や看取りを継続的・安定的に支援する観点から、サービスの提供実態とニーズに見合った評価を求めたい。具体的には、訪問看護費の引き上げ、ターミナルケア加算の評価引き上げ及び 24 時間前訪問要件の撤廃、病院・介護老人保健施設等から在宅へのスムーズな移行支援のための評価等を要望する。

## 2. 軽度要介護・要支援者の在宅療養継続を支える基盤整備

近年、救急搬送される高齢者が増加しており、なかでも軽症・中等度の要介護者に著しい。救急搬送後に入院に至る者も多く、入院をきっかけに在宅療養の望まざる中断を余儀なくされている。

現行の介護保険制度では、在宅療養継続のための支援が必要な者を適切に把握する仕組みが欠如している。現在、居宅(介護予防)サービスを利用する要介護(支援)者約 255 万人中、訪問看護の利用者はわずか 25 万人。特に軽度～中等度の要介護(支援)者においては利用者が 1 割に満たず、訪問看護を必要としながら利用できていない高齢者が地域に潜在化している。これらの人々に対し、不安の軽減を図り、心身の不調や異常を早期に発見・対処し、必要時に医療につなげる仕組みがないため、重度化や不要な入院による在宅療養の中断・中止を招いている。

こうした現況を改善するため、訪問看護師が軽症～中等度の要介護(支援)者を対象に在宅療養継続のための支援を適切に提供することにより、不要な救急搬送や入院を回避する新たな仕組みを導入し、報酬上評価することを提案する。

今後、さらなる高齢社会へ移行する我が国において、地域の高齢者ができる限り在宅での療養生活を継続できるよう、予防と早期発見・対応の仕組みを整備することは、介護保険制度・医療制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するためにも重要である。

## 3. 療養通所介護の拡充

療養通所介護は、平成 18 年に創設された医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度要介護者のための通所サービスである。利用者の心身状態の改善及び介護者のレスパイトに効果があり、日本訪問看護振興財団が実施した調査<sup>1</sup>では、療養通所介護サービスの利用によって、入院・入所に至らずに済んだ者が、利用者の 3 分の 1 に上るとの結果が得られている。また、サービス利用中断の理由の約 20%が「死亡」であるなど、重度者の尊厳ある在宅生活を最期まで支え、介護保険の精神を具現する有効なサービスとなっている。

しかし、重度の利用者の安全を確保するため、常に複数名の看護・介護職員によるケアが必要であり、実際は現行の施設基準以上の人員でケアを提供している。また、利用者数の変動が激しく、安定した利用者確保が困難等の事由で当該事業所の9割近くが赤字経営であり、制度創設後 2 年が経過した現在でも設置数が全国 60 ヶ所に満たない状況である。

<sup>1</sup>出典：日本訪問看護振興財団 平成 19 年度老人保健健康増進等事業「療養通所介護の健全な運営に関する調査研究事業」報告書

療養通所介護は、中重度者にとって、最期まで住み慣れた地域での在宅療養生活を継続するためには欠かせない介護サービスであり、今後は飛躍的に設置数を増やし、利用者ニーズに十分に応えられる体制を整える必要がある。

以上より、療養通所介護の経営安定化を図り、サービスの推進・拡充に資するよう、介護報酬上の評価の見直しを求める。具体的には、療養通所介護の定員枠を拡大し、その場合の人員配置基準を見直すこと、また、報酬の基本単位について、療養通所介護で実施している重症者ケアや入浴介助、送迎など、サービスの提供実態に見合った評価の引き上げを行うことを切に要望する。

以上